

新規創業経営基盤強化支援事業

2026年度支援事業 募集要項

目次

1.重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.支援事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.交付申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4.申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・・・・・	9
5.各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・・・・・・・	10
6.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1.	「重要説明事項」（交付申請にあたっての注意点）
----	-------------------------

新規創業経営基盤強化支援事業（以下「本事業」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本事業は一般社団法人日本みらい推進機構（以下「当法人」）が設立した支援事業となり一般企業が行う民間支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。

2. 本支援金の交付を受けようとする支援金の対象事業者（以下「支援対象事業者」）は、実施前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。

審査の結果、採択が決定されると「交付決定通知書」が送付され支援金の交付対象としての実施が正式に認められます。

また、支出行為は、銀行振り込み・クレジットカード決済・ビジネスクレジット（信販）にてご対応できます。

3. 交付決定を受けても、定められた期日までに支給申請書等の提出がないと、支援金は受け取れません。

交付申請後、本事業を開始していただきます。完了後は取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容の分かる関係書類等を、定められた期日までに当法人に提出しなければなりません。なお、追加で当法人から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が当法人で確認できなかった場合には、交付決定通知書を受領していても、支援金を受け取れなくなります。

4. 本事業には支援金支給の条件がございます。

当法人では本事業において、新規創業者および創業後間もない事業者が抱える経営課題の解決や事業基盤の強化につながる取組を支援しております。

支援の実施にあたっては、各事業者の事業内容や経営状況を踏まえ、必要となる取組内容の整理、実施計画の策定、継続的な事業運営に向けた環境整備等を支援し、創業後の安定した事業運営および持続的な成長を後押しいたします。

また、実施した取組内容や活用状況、事業実施後の成果等について確認・検証を行うことで、本事業による支援効果を把握し、新規創業者における経営基盤の強化および事業発展につながる支援体制の充実を図っております。そのため、交付申請にあたっては、本事業の趣旨および内容をご理解いただき、事業実施後の実績報告や効果確認等にご協力いただける事業者を対象とさせていただきます。

個人情報取り扱いと使用目的

・当法人に提出された交付申請企業（以下、「申請企業」）の個人情報については、当法人で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

- ① 本事業の適正な実施および運営に必要な連絡
- ② 状況を把握するための調査（事業終了後の効果実績調査を含む）
- ③ 事業実施後における取組内容や成果等の確認・効果検証
- ④ その他本事業の遂行に必要な活動

・また、当法人は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。

ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

- ①当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- ③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当法人所定の方法に基づき対応致します。

具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：新規創業経営基盤強化支援事業事務局

電話番号：03-4500-5376

E メールアドレス：nihon.mirai.suishinkiko@gmail.com

2.

支援事業の概要

本事業の目的

新規創業経営基盤強化支援事業は、新規開業者および創業後間もない事業者を対象に、事業運営に必要な経営基盤の強化を支援し、持続的な事業成長につながる取組を促進することを目的として実施する事業です。

本事業では、各事業者が抱える創業時の課題や経営上の課題を整理し、専門家による相談支援、AI活用、WEBを活用した販促活動等を通じて、業務効率化や事業運営環境の整備を支援します。

また、各事業者の事業内容や状況に応じた取組を推進し、実施後の活用状況や成果等を確認することで、支援効果の把握および今後の支援施策の改善につなげます。

本事業を通じて、創業初期における経営基盤の強化、事業運営の安定化および持続的な成長を後押しし、地域経済の活性化に貢献することを目指します。

申請スケジュール

申請期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 28 日

支援対象期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 10 年 2 月 29 日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】 1 年間

本事業の対象事業者

本事業は、新規開業者および創業後5年以内の事業者を対象に、経営基盤の強化、業務効率化、販促活動の強化等に取り組む事業者を対象とします。

対象となる事業者は、本事業の目的および趣旨を十分に理解したうえで、自社の事業内容や経営上の課題を整理し、専門家による相談支援、AIの活用、WEBを活用した販促活動等を通じて、安定した事業運営や持続的な成長につながる取組を実施するものとします。

また、支援内容を適切に活用し、自社の事業環境や経営課題に応じた取組の実施、改善および定着に継続的に取り組むことを要件とします。

本事業の対象経費

本事業は、新規創業者および創業後間もない事業者が、経営基盤の強化、業務効率化、販促活動の強化等につながる取組を実施する場合に、その費用を支援する事業です。

対象事業者は、自社の事業内容や経営課題を整理したうえで、実施する取組内容や期待される効果を明確にし、本事業の趣旨に沿った申請を行うものとします。

支援内容および支援金額は、申請内容をもとに、取組の具体性や実施可能性、事業運営への効果等を総合的に確認し、当法人が定める基準に基づき決定します。

なお、単なる情報収集や検討のみを目的とした取組は対象外とし、実際の事業運営や経営課題の解決につながる取組を対象とします。

対象となる費用は、本事業の目的および各支援枠の内容に適合するものとし、以下の支援枠を設けます。

支援枠

【新規経営基盤支援枠】

創業初期における資金面の不安や将来に向けた備えを整理するため、専門家による相談支援を実施します。事業内容や創業後の状況を踏まえ、今後の資金計画や収支の見通し、経営者自身や家族の生活に関わる資金面について整理を行います。

・支援額

一律 5,000円

対象となる取組例

- ・FP等の専門家による資金計画に関する相談
- ・創業後の収支見通しの整理
- ・将来に向けた資金準備や備えの整理
- ・経営者自身の生活に関わる資金面の整理
- ・家族の生活に関わる資金面の整理
- ・事業と生活を踏まえた今後の資金計画の整理

【AI業務革新支援枠】

AI技術を活用した業務効率化、生産性向上および事業運営の高度化につながる取組を支援します。事業者が抱える業務上の課題を整理したうえで、AIを活用した業務改善や作業負担の軽減等につながる取組を推進します。

・支援額

一律 30万円

対象となる取組例

- ・ AIツールの導入
- ・ AIを活用した業務効率化
- ・ AI活用環境の整備
- ・ 業務改善につながるAI活用

【WEB販促強化支援枠】

WEBを活用した販促活動や集客基盤の整備を支援し、事業者の認知向上および顧客獲得につながる取組を推進します。事業内容や販促上の課題を踏まえ、ホームページやランディングページ等の制作を通じたWEB販促環境の整備を支援します。

・ 支援率 / 支援額

対象経費の1/2以内 / 最大 100万円

対象となる取組例

- ・ ホームページ制作
- ・ ランディングページ制作
- ・ WEBを活用した販促施策
- ・ その他、集客力向上につながる取組

交付申請について

- ・本事業による導入を行う際は認定支援パートナーでの実施に限ります。

認定支援パートナーとは

本事業における認定支援パートナーとは、対象事業者が本事業を円滑に活用できるよう、事業者と各専門事業者との連携を支援する、当法人が認定した事業者を指します。

認定支援パートナーは、対象事業者の事業内容や実施する取組内容を確認したうえで、本事業における支援内容の案内や、必要となる各専門事業者との調整を行い、各取組が円滑に進められるようサポートします。

また、交付申請に必要な情報整理、申請内容の確認、必要書類の準備、各専門事業者との連携等を支援し、対象事業者が適切に申請手続きを進められるようサポートします。

採択後は、対象事業者が実施する取組内容や提出書類等を確認し、必要に応じて各専門事業者との連携を図りながら、支援内容の確認を行います。

認定支援パートナーは、本事業の適正な運用を支えるとともに、対象事業者と各専門事業者をつなぐ役割を担い、創業後の経営基盤強化および持続的な事業運営の実現に寄与する役割を担います。

審査基準について

本事業の審査は、以下の基準に基づき実施します。

- ・本事業の目的および趣旨を十分に理解し、実施後の報告や確認事項等にご協力いただける事業者であること。
- ・申請内容が本事業の支援対象となる取組に適合しており、事業内容や実施目的が明確であること。
- ・交付申請内容と提出書類（見積書等）の内容が一致しており、申請内容の妥当性が確認できること。
- ・実施する取組が、経営基盤の強化、業務効率化、販促活動の向上等、事業運営の改善につながるものであること。

注意事項

(1) 審査および支援金の交付について

本事業には審査があり、審査の結果、不採択となる場合があります。また、対象となる取組の実施にあたっては、申請者による自己負担が必要となり、支援金は実施完了後の支給（後払い方式）となります。なお、認定支援パートナーは、必要に応じて申請内容や実施予定の取組内容等を整理し、当法人への申請手続きをサポートするものとします。

(2) 実施後の確認および調査への協力

当法人は、本事業による取組状況や成果等を確認するため、事業実施後に指定項目に関する報告や資料の提出をお願いする場合があります。申請者は、これらの確認および調査にご協力いただくものとします。

(3) 情報提供への協力

申請者は、当法人が本事業の適正な運営に必要と認める資料および情報等の提出を求めた場合、指定する期日までに提供することに同意したうえで、交付申請を行うものとします。なお、必要な資料および情報等については、認定支援パートナーを通じて当法人へ提出することができます。

(4) 審査結果について

※申請後の審査状況や手続きの進捗等に関する個別のお問い合わせはお控えください。

審査結果および必要なお案内については、当法人より順次ご連絡いたします。

申請者

新規創業経営基盤強化支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

交付申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定支援パートナーよりフォーム及び見積り書、交付申請書を送付します。申請フォームの内容に沿って記入及び書類のアップロードをしてください。
- ・ 見積書、交付申請書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定支援パートナーより見積書、交付申請書を送付します。
- 各書類の内容に沿って記入し、各書類のコピーをすべて同封し、下記宛先まで郵送してください。
- ・ 見積書、交付申請書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：新規創業経営基盤強化支援事業

電話番号：03-4500-5376

- ・ 申請手続き後、当法人で審査の上採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。

交付決定対象者には交付決定通知書を合わせてお送りいたします。

※不採択となった者にも申請方法に沿って電子メールにてご報告いたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

- ・ 交付決定となった対象者は支給申請をお願いします。（P.11-支給申請/実績報告に関する提出書類 参照）

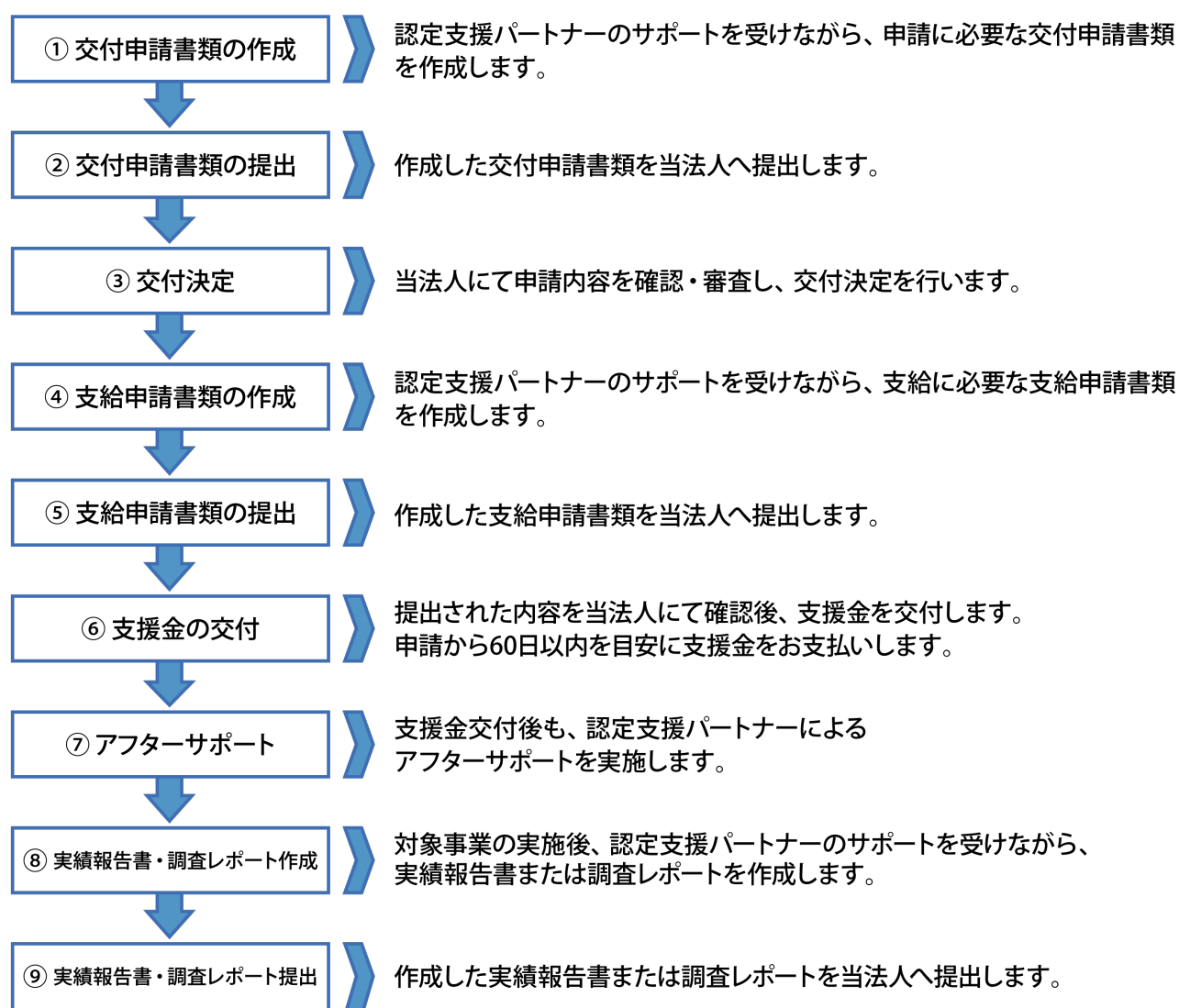
4. 申請から支援金支払いまでの流れ

本事業の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本事業では、令和10年2月29日）とします。

（例）令和 8 年 9 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年 10 月～令和 9 年 10 月末日）

本事業をご利用いただく際は、まず認定支援パートナー「新規創業経営基盤強化支援事業」に関するお問い合わせをいただきます。その後、認定支援パートナーのサポートのもと、交付申請から実績報告、支援金の交付、事業実施後の効果報告まで進めていただきます。



支援金対応期間：2026 年 9 月 1 日 ～ 2028 年 2 月 29 日

※支援対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間

又、対象企業への支給日に関して原則実施後約3カ月程度にて当法人より支給するものとします。

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

申請書類の作成および提出等、申請手続きに係る費用については、申請事業者の負担となります。

申請書類を提出する者および連絡担当者は、原則として申請対象者本人または申請事業者の担当者に限ります。

提出された申請書類については、交付決定の可否に関わらず返却いたしませんので、提出前に必ず写しを保管してください。

提出された申請内容について、当法人より確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

申請受付期限時点で、必要書類の不足や記載内容に不備がある場合は、受付できないことがあります。

また、申請書類は提出順に確認を行い、必要書類が整った申請から審査を進めます。

なお、申請受付期間内であっても、予定している支援枠の予算額に達した場合には、募集を終了する場合があります。

受付期限を過ぎて提出された申請書類、または期限時点で不備・不足が解消されていない申請書類については、受付できません。

申請の際は、必要書類や記載内容に不備がないよう、十分にご確認のうえ提出してください。

支援金調査レポートに関する提出書類

支援金調査レポート

- ・認定支援パートナーより支援金調査レポートが発行されます

本事業調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入ください。

申請に必要な証明書類

本事業の申請にあたっては、対象事業者が本事業の趣旨を理解し、実施する取組内容や目的を明確にしたうえで、具体的な事業活動につなげる意思を有していることを確認するため、所定の証明書類をご提出いただく必要があります。

対象事業者は、自社の事業内容や経営課題を整理し、本事業において実施する取組内容、活用方法および期待される効果等を明確にするものとします。

申請時には、これらの内容を確認するため、認定支援パートナーが確認または作成を支援した書類、その他当法人が必要と認める証明書類をご提出いただきます。

【提出が必要な証明書類】

本事業の申請にあたっては、対象事業者が本事業の趣旨を理解し、実施する取組内容や事業計画の具体性および実現可能性を確認するため、必要な証明書類をご提出いただきます。

① 実施証明書

実施証明書は、本事業に基づき実施した取組内容および実施状況を証明するための書類です。

本書類には、原則として以下の事項が記載されるものとします。

- ・対象事業者名
- ・実施した取組内容
- ・取組実施日または実施期間
- ・実施内容の概要
- ・取組による効果または成果の概要
- ・認定支援パートナー名
- ・認定支援パートナーの所属または登録情報
- ・発行日
- ・認定支援パートナーの確認

② 事業計画書 ※WEB販促強化支援枠のみ

事業計画書は、本事業に基づき実施する取組について、その目的、内容、実施方法および期待される効果等を記載する書類です。

対象事業者は、自社の事業内容や経営状況、抱える課題等を整理したうえで、実施する取組内容および事業運営への活用方法を明確にするものとします。

認定支援パートナーは、対象事業者の申請内容や実施する取組内容を確認し、必要な情報整理や申請書類の準備をサポートします。

なお、事業計画書には、原則として以下の観点を含むものとします。

- ・現在の事業内容および経営状況
- ・現状の経営課題
- ・実施する取組内容および目的
- ・具体的な実施方法およびスケジュール
- ・期待される効果
- ・実施後の活用方針
- ・今後の事業展開方針
- ・実装後の運用方法および定着に向けた取り組み

これらの項目については一律の様式に限定するものではなく、事業者ごとの状況やDX実装の内容に応じて、認定支援パートナーの確認により追加または調整される場合があります。

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となる場合があります。また、支援事業終了後に、当法人または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、事業の趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、支援金の返還等を求める場合があります。

暴力団等排除に関する事項

支援対象事業者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人 である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象事業者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年9月1日から施行し、施行前に生じた事項にも適用する。

一般社団法人 日本みらい推進機構

TEL. 03-4500-5376

(受付時間 平日 10時～18時まで)